

傷病者の搬送及び受入れの
実施基準等に関する検討会
報告書（案）

平成21年10月

はじめに

傷病者の症状等に応じた搬送及び受入れの円滑化を図るため、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行されることとなりました。

今回の消防法改正の目的は、単に119番通報から病院収容までの時間を短くすることだけにあるのではなく、いかに傷病者の症状等に対応出来る医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するかという点にあります。

都道府県はまず、傷病者の搬送及び受入れの実態について、調査・分析を行い傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるように分類された医療機関のリスト、救急隊による観察基準、搬送先医療機関が速やかに決定しない場合に受入医療機関を確保するためのルール等からなる実施基準を策定すること、また、絶えずその実施状況を検証し、見直しを行うこととなります。その際、消防機関の有する救急搬送情報と医療機関の有する救急搬送後の転帰情報を合わせて分析することにより、単に、受入困難事案が減少したかどうかだけではなく、救急隊の観察、病院選定や処置が適切に行われたか等について総合的に分析し、より適切な傷病者の搬送及び受入れ体制の構築につなげていくことが重要です。

また、消防機関と医療機関等からなる協議会は、実施基準の実施状況を踏まえ、例えば救急医療提供体制そのものを充実強化する必要がある等の認識が得られた場合には、その旨、都道府県知事に意見具申できることとされており、積極的な役割を果たすことが求められています。

さらに、国は、こうした都道府県の取組を適切に支援することが期待されます。

当検討会では、傷病者の搬送及び受入れの実施基準を策定する都道府県及びその内容を協議する消防機関や医療機関等の関係者の検討の一助となるよう、報告書を取りまとめました。

本報告書を参考に各地域で住民の理解を深めながら実施基準に関する検討が進められ、救急搬送を必要とする全ての傷病者が適切な医療機関に迅速に搬送される体制が実現することを願っております。

平成21年10月

傷病者の搬送及び受入れの
実施基準等に関する検討会
座長 山本 保博

目 次

1	消防法の改正について	1
	(1) 背景	1
	(2) 改正の内容	2
2	傷病者の搬送及び受入れの実施基準について	6
	第1号(分類基準)	
	傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準	7
	第2号(医療機関リスト)	
	分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称	20
	第3号(観察基準)	
	消防機関が傷病者の状況を観察(確認)するための基準	22
	第4号(選定基準)	
	消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準	27
	第5号(伝達基準)	
	消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準	28
	第6号(受入医療機関確保基準)	
	傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項	29
	第7号(その他基準)	
	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項	34
	(号数は消防法第35条の5第2項各号を指す。)	
3	協議会について	36
4	傷病者の搬送及び受入れに関する調査・分析について	38
5	都道府県間の調整について	48
6	開催状況・構成員・開催要項	51

地域の取組例

取組例 1 大阪府堺市域二次医療圏

- ・ 分類基準、医療機関リスト及び観察基準の例 18

取組例 2 東京都

- ・ 医療機関リストの例 21

取組例 3 東京消防庁

- ・ 観察基準の例 26

取組例 4 東京都

- ・ 受入医療機関確保基準の例 31

取組例 5 東京都

- ・ 受入医療機関確保基準の例 32

取組例 6 長崎県

- ・ 調査・分析の例 39

取組例 7 大阪府泉州地域

- ・ 調査・分析の例 43

取組例 8 佐賀県

- ・ 都道府県間の調整の例 49

資料編 56

- 消防法（昭和23年法律第186号）（抄） 57
- 消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成21年4月17日衆議院総務委員会） 58
- 消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（平成21年4月23日参議院総務委員会） 59
- 医療計画関連資料 60
- 周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会報告書
（抄） ～周産期救急医療における「安心」と「安全」の
確保に向けて～ （厚生労働省・平成21年3月4日） 61
- 重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会中間取りま
とめ（抄）（厚生労働省・平成21年7月8日） 63
- 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会「精神
保健医療福祉の更なる改革に向けて」（抄）
（厚生労働省・平成21年9月24日） 64

1 消防法の改正について

傷病者の搬送及び医療機関による受入れをより適切かつ円滑に行うため、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行されることとなった。

(1) 背景

平成18年及び平成19年に奈良県で、平成20年に東京都で発生した妊婦の救急搬送事案など、救急搬送において受入医療機関の選定が困難な事案が全国各地で発生し、社会問題化したところである。こうした事態を受け総務省消防庁と厚生労働省が合同で行った救急搬送における医療機関の受入状況等に関する実態調査によると、平成20年において、重症以上の傷病者の救急搬送約41万件のうち約1万7千件（約4.1%）の事案において、また、産科・周産期傷病者の救急搬送約1万6千件のうち約1千件（約6.3%）の事案において、救急隊が現場に到着してから医療機関の選定を終え現場を出発するまでに30分以上を要するなど、傷病者の搬送及び受入れは大変厳しい状況となっている。また、このような選定困難事案が首都圏、近畿圏などの大都市部に多く見られるなど、地域的な特徴も調査により明らかとなったところである。

こうした選定困難問題を解決するためには、救急医療に携わる十分な医師の確保、勤務条件の改善などの構造的な課題を解決しなければならないことが指摘されているが、当面の対応として、現状の医療資源を前提に消防機関と医療機関の連携を強化するための対策を講じることが必要である。事実、大都市部においても、傷病者の状況に応じた搬送について関係者間で明確なルールを共有することで、円滑で質の高い傷病者の搬送及び受入れを行っている地域もあるところである。

このような状況に加え、近年の医療の進歩とともに、傷病の発生初期に実施すると効果的な医療技術が発達しているところであり、傷病者の救命率の向上、予後の改善等の観点から、救急搬送における病院選定から医療